

令和2年第4回定例会会議録 1日目

◇ 招集年月日 令和2年12月17日

◇ 招集場所 松野町議場

◇ 招集議員 7名（応招 7名・不応招 0名）

◇ 出席議員

議席 番号	氏名	応 不	出 欠	議席 番号	氏名	応 不	出 欠
1	赤松紀幸	応	出	5	近藤由美子	応	出
2	村尾重利	〃	〃	6	森岡健治	〃	〃
3	山下智恵	〃	〃	7	加藤康幸	〃	〃
4	関本豊	〃	〃				

正・副議長	氏名
議長	赤松紀幸
副議長	村尾重利

事務局職員	氏名
事務局長	森本秀行
書記	岡崎智恵子

◇ 開 会

議長、令和2年第4回定例会第1日目を宣告（9：30）

◇ 会議録署名議員

議長、次の両議員を指名

議席番号	氏 名
4 番	関 本 豊
5 番	近 藤 由美子

◇ 会期の決定

表紙に記載のとおり

◇ 議事諸報告

(1) 提出案件及び議事日程

あらかじめ配布している議事日程のとおり

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	坂 本 浩	会計管理者兼出納室長	大 谷 吉 廣
副 町 長	中 井 慶 仁	建 設 環 境 課 長	谷 口 健 二
教 育 長	三 好 秀 二	町 民 課 長	久保田 忠
総 務 課 長	八十島 温 夫	保 健 福 祉 課 長	上 本 恵 子
防 災 安 全 課 長	中 井 和 彦	教 育 課 長	井 上 靖
ふるさと創生課長	友 岡 純	代 表 監 査 委 員	榎 本 孝 幸
農 林 振 興 課 長	小 西 亨		

議 長	<p>ただいまから、令和2年第4回松野町議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9:30)</p>
議 長	<p>町長から、議会招集挨拶を受けます。</p>
坂本町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂本町 長	<p>おはようございます。</p>
	<p>それでは、定例議会の開会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので一言御挨拶を申し上げます。</p>
	<p>師走に入りまして、慌ただしさとともに寒さが一層厳しくなってきました。</p>
	<p>このような中、本日令和2年第4回定例議회를招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しいところにも関わらず、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。</p>
	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大は、国内外においていまだに衰えを見せず、憂慮すべき状況が続いております。今週月曜日には、国の経済対策の柱であったGOTOキャンペーンを、年末年始の期間中停止するとの突然の発表があり、感染拡大とともに混乱も広がっているようです。</p>
	<p>私たちができることは、マスクの着用、手洗いの徹底、3密の回避など、日々の感染予防対策しかありません。十分な予防対策を取っていても感染はあり得ることですが、今一度自分と周囲の人を守る行動を徹底しなければ、この感染症に打ち勝つことはできないと思われまますので、どうぞ町民の皆様におかれましても、家庭内感染の防止など、必要かつ十分な予防対策をお願い申し上げます。</p>
	<p>さて、私は、先の町長選挙におきまして、町民の皆様の温かい御理解、御支援により無投票という形で信任をいただくことができました。誠にありがたく心から感謝申し上げますとともに、その重責に身が引き締まる思いでございます。</p>
	<p>これから4年間、町政のかじ取り役としての町民の負託に応えられ</p>

るよう、全身全霊を注いで力の限り頑張る決意でございます。

ここで少しばかりお時間をいただきまして、2期目の町政運営に対する私の所信を述べさせていただきます。

私は、4年前の1期目のスタートの時から、町政の基本方針として、「小さな町の大きな挑戦」を掲げています。町民の中には、松野町が小さな町ということ強調し過ぎるのではないかという指摘をされる方もありますが、私は、人口が少ない町や村が大きな市より劣った存在だとは決して思っておりません。田舎があって都会があって、海や山にそれぞれ豊かな人の営みが続いていて、その多様性が平和で安定した日本の民主主義の礎になっていると信じておりますし、地域を活性化する方法は市町村によってそれぞれですが、小さな町だからこそできる、小さな町でしかできない手法があると確信をしております。

御承知のとおり、合併を選択しなかった松野町は、独自の路線で生き残り策を模索しなければなりません。そのためには、限られた人材や財源を有効に活用し、真に必要な事業に集中的に投資をするというスタンスが必要です。これには役場だけの判断で臨むことはできませんし、議会をはじめ、町民の皆さんの理解と協力が不可欠であります。

一方で、目まぐるしく変化する社会経済情勢の中で、全ての利害関係者の合意を得ることは事実上困難であり、町政のかじ取り役としての私の思い切った決断、リーダーシップが求められていることも自覚をしております。まずは2期目のスタートにあたり、「小さな町の大きな挑戦」と呼ぶにふさわしい施策の体系を複合的に構築し、一つ一つ着実に実行していく所存であります。

では、それらの諸事業の実施によって達成するまちづくりの最終的な目標とは何なのか。私は、それは50年後も100年後もこの松野の地で、コミュニティが存続し、穏やかな生活が続いていることだと考えています。多分その頃には自治体としての松野町は存在していかもしれませんけれども、この美しく温かい松野の風土の中で、私たちの子どもたち、孫たちの世代が楽しく暮らしていけるように、そ

してこれまで何百年にもわたってこの地に受け継がれてきたかけがえのない文化や生活、地域支援がしっかりと受け継がれていくように、息の長い取り組みになりますけれども、今を生きる私たちが、その責任を果たさなければならないと思います。

もちろん、現在松野で生活していらっしゃる住民の皆さんに幸せを実感してもらうことも重要です。地域にどれだけ実利を還元できるか、快適な環境を実現できるか、行政が取り組むべき課題は山積をしておりますけれども、希望に満ちた現在と未来を創造するため、住民が主役、地域が舞台のまちづくりに、初心を忘れず改革を恐れず果敢に取り組んで参ります。

次に、2期目に取り組む重点施策につきまして、分野ごとに幾つか挙げさせていただきます。

ただその具体的な内容につきましては、令和3年度の事業計画及び当初予算で明らかにさせていただきますので、今回は若干抽象的な表現となることを御了承ください。

まず、健康・福祉の分野では、「健やかで生きがいに満ちた“森の国”」を目指して、お互いの顔が見える絆の強さを生かし、社会福祉協議会や関係機関との連携、協働のもと、町民一人一人の体調や生活に合った健康づくりを推進していきます。その項目としては、町民一人一人の生活をサポートする保健、医療、福祉、介護体制の強化、高齢者や障害者をはじめ、全ての町民が安心して暮らせる共存社会の実現、軽スポーツやサロン活動の推進による生きがいづくり、かかりつけ医としての信頼を得た中央診療所の安定運営、社会福祉協議会との連携による福祉介護体制の強化、これらに重点的に取り組んで参ります。

次に、産業・雇用の分野では、「賑わいと活気にあふれた“森の国”」を実現に向けて、まずは美しい田畑を守るために、農業の多様な担い手の確保に努めます。また、町外からの人の流れを活発にして、町内で使ってもらったお金をできるだけ町内で循環させていく仕組みを

構築していきます。その項目としては、基幹産業である農林業の担い手確保と農地の保全、地域内循環型の経済モデルの導入とコロナ禍からの地域経済の復興、民間との協働による観光交流産業の振興、企業誘致・誘致対策と創業支援対策の充実による雇用の創出、町出資法人等の経営健全化と観光施設・農林業施設の適正管理、これらを重要課題として取り組んで参ります。

3つ目の環境・防災分野では、「安全で快適な暮らしの“森の国”」を確固なものにするために、一昨年の豪雨災害を教訓とした防災減災対策の拡充を国や県と連携して推進して参ります。また、生活に不可欠なライフラインであります水道の安定供給、長寿命化にも、喫緊の課題として対応していきます。項目別には、地震・水害に備える防災減災対策の強化と災害情報伝達施設の整備、簡易水道設備の耐震、老朽化対策と良質な水道水の安定供給、コミュニティバスの運行やJR予土線の存続など交通手段の確保、生活道路や用排水路、街路灯などの維持管理のための仕組みづくり、多様な住環境ニーズに対応する住宅・宅地の確保とリフォーム制度の充実、これらに積極的に取り組んで参ります。

4つ目の教育・子育て分野では、「子どもたちの夢が広がる“森の国”」を合い言葉に、小さな学校、少ない児童生徒だからこそできる、子どもたち一人一人の関心や能力、適性に合った教育を実現していきます。また、県内トップクラスの子育て支援事業をこれからも一層拡充して参ります。項目としては、児童生徒一人一人の個性や関心にあった特色と将来性のある教育の推進、子育て世帯の負担軽減と多様な保育ニーズに対応する保育園の機能強化、あらゆる差別・偏見を解消するための人権同和教育の推進、子どもたちの地域に対する誇りや愛着を育むカリキュラムの実施、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした英語教育や国際理解教育の充実、これらの事業を推進して参ります。

最後に、行革・協働の分野では「揺るぎない行財政基盤の“森の国”」

の構築を目指しまして、建設中の役場新庁舎が松野町のシンボルとなり、町民の心のよりどころとなるように、管理運営方法を町民の御意見を聞きながら、更に検討を深めて参ります。また、町内の10部落が、住民の意思と判断で地域づくりを実践できるように、更に思い切った財源、権限の委譲を進めて参ります。個別の項目としては、新庁舎建設事業の推進と効率的な管理運営体制の検討、各部落の住民自治活動の支援、選択と集中による行財政改革の推進、住民座談会や住民アンケートによる広報広聴機能の強化、職員研修の充実などを重要課題として捉えております。

以上、町政の各分野においての重点施策を御説明申し上げましたが、これから令和3年度の予算を編成するに当たり、具体的な考え方、取り組み方を申し上げまして、私の2期目に当たっての所信表明とさせていただきます。

まず、すぐに着手しなければならないことは、コロナ対策です。感染拡大の防止と経済活動の維持をどう両立させていくのか。言わばアクセルとブレーキをどう併用するのか、適切に判断をして実行していきます。また、町内での感染発生拡大を想定して、町民の不安や恐怖を払拭し、平穏な日常を維持するために必要な措置を講じて参ります。

感染拡大に歯止めがかかり始めたら、次にやることとして、人口減少対策として、移住の促進に組織横断的に取り組んで参ります。都市部から地方への人、金、物の流れを確実に受け止めるために、移住者が求める働き方、住まい方を提供する仕組みを構築し、企業を含めた関係人口を増やし、地域の活力増進につなげていきます。

そして、最終的長期的に取り組むことは、それは町内の10部落の存続です。50年後100年後も、町内10部落がコミュニティとして存続するために、今できることを躊躇なく実行して参ります。特に、消滅の不安が大きいと思われる上家地部落をどう存続させるのか、これは松野町にとって試金石であり、未来を左右する大きな転機になる

<p>議 長</p> <p>森本事務局長</p>	<p>ものと捉えまして、一步踏み込んだ施策の実現を図ります。</p> <p>どうぞ議員各位におかれましても、この3段階の方針を御理解いただき、円滑な事業推進に御協力をお願い申し上げます。</p> <p>今期定例会に御提案申し上げます案件は、専決処分の報告1件、及び承認3件、条例改正2件、宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更、一般会計補正予算及び国民健康保険特別会計補正予算、中央診療所特別会計補正予算であります。</p> <p>御提案申し上げました議案の詳細につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますが、何とぞよろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます、議会招集の挨拶といたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に、今期定例会に関する諸報告をします。</p> <p>まず、今期定例会に提出される案件を報告します。</p> <p>今回提出される案件は、11件であって、この議案番号、件名の詳細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いいたします。</p> <p>続いて本日の議事日程を報告します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いします。</p> <p>次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いします。</p> <p>次に、監査報告であります。監査委員から、令和2年8月、9月、10月の例月現金出納検査の結果、厳正に執行されている旨の報告を受けております。</p> <p>続いて、議会閉会中の主要行事、事務等について事務局長に報告をさせます。</p> <p>「議長」</p>
--------------------------	--

議 森 本 事 務 局 長	<p>「森本事務局長」</p> <p>議会閉会中におけます議会の主要行事、事務等について報告します。</p> <p>10月8日新庁舎及び防災拠点施設建設工事起工式が行われ議員が出席しました。11月24日愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第3回定例会が松山市で開催され議長が出席しました。その他の行事等につきましては、配布しております一覧表のとおりでありますので、御確認をお願いします。</p> <p>以上であります。</p>
議 議	<p>これから、本日の会議を開きます。 (9:45)</p> <p>議長 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番関本豊議員、5番近藤由美子議員を指名します。</p>
議 議	<p>議長 日程第2 「会期決定の件」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	<p>議長 異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本定例会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。</p>
議	<p>議長 日程第3 これより一般質問を行います。</p> <p>通告1番、森岡健治議員の質問を許します。</p>
6 番 森 岡 議	<p>「議長6番」</p> <p>「6番、森岡健治議員」</p>
6 番 森 岡	<p>議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。</p> <p>まず、町長、御就任おめでとうございます。</p> <p>一般質問の内容について町長、今ほど所信表明の中で申されましたが、更に具体的にお伺いをしたいと思います。</p>

まず1点目、本町の人権行政についてであります。

21世紀は人権の世紀といわれ久しい中で、国においては、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の三法が相次いで施行され、「反差別・人権」の推進に期待が膨らんでおります。

また、県においても、国の人権関連諸法の制定を受け、より具現化を図るため、人権侵害の救済のための処置に言及しており、今までの人権関連法は、部落差別の禁止が含まれていないことから、あらゆる人権侵害を禁止し、被害者を救済することを大切にするとされております。

本町においては、以前は、差別事象が発生した場合、運動団体が中心となって差別の内容につき事実確認を行い、悪質の場合は、究明会や糾弾会を開き、厳しく追及するとともに、行政に対しても、教育啓発の不足を追求したもので、年に何回かはこうした差別事象が発生してはいたしましたが、一方こうした対応を怖いという意識を与え、逆効果もあったことから、全国的にも各自治体は、人権条例を制定し、この条例により、差別事象に対応しておられるところでございます。

そこで、3点について伺います。

近年は問題が起きた場合、条例に基づく委員会は開かれて、正しく審議されているのでしょうか。町民に対する学校教育、社会教育はどのようにされているのか。また、本年は新型コロナ対策における人権侵害も全国的に多く発生しており、教育啓発の実施と取り組みについて考えをお聞かせ願いたいと思います。

2番目に、近い将来を見据えて、地方では、高齢化社会といわれ、人口減少が加速しております。

当町においても、令和2年度の人口が3800人余りとなり、年間50人から60人亡くなられております。このまま5年から10年先には、3000人になるのでは、一言で言うと村まで過疎化が急速に進むことになるのではと危惧しております。

このような時代になってくるとまず空き家が増え、農業、荒れ地、

<p>坂本町長 議 坂本町長</p>	<p>耕作放棄地、また産業、林業、建設業全てが成り立たなくなるのでは、 と思っております。</p> <p>そこで町長は、小さい町だからこそ、この地域性を生かした取り組みを進めていくと言われてますが、2期目の大きな挑戦とは何か、どのような施策を打つのか、具体策を町長にお伺いいたします。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは森岡議員の御質問にお答えをいたします。</p> <p>まず本町の人権行政につきましては、教育行政の分野も含めまして、私から答弁をいたします。</p> <p>21世紀は人権の世紀ともいわれまして、国内外で人権という普遍的な文化の構築に向けた様々な取り組みが推奨をされております。</p> <p>我が国においては、平成28年にあらゆる差別の解消に向け、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の三法を施行し、国及び地方公共団体等の基本的施策や責務を明らかにし、それらに基づいて、人権施策は積極的に推進されていることは、御指摘のとおりでございます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の発症拡大に伴いまして、今までにない新たな差別事象として、感染者や医療従事者への深刻な人権侵害が発生し、感染対策などにも影響が出ている状況にもあります。新型コロナウイルス感染症対策分科会の作業部会の提言では、感染者が誹謗中傷を受けることによって、検査をためらう事例が多発し、かえって社会に感染が広まると指摘されておりまして、感染症の正しい知識の啓発や相談体制の強化が必要であると言われております。</p> <p>町内に目を向けますと、人権学習を進めるあおぞら子ども会や、松野中学校では、自分たちができることは何かを考え新型コロナウイルス感染をめぐる差別の撲滅のためのメッセージや動画を作成し、報道を介して訴えて参りました。更に、高知県境が近い松野東小学校児童</p>
----------------------------	--

では、来県者を温かく迎えるとともに、偏見を乗り越えともに頑張るメッセージを送ろうと、学校フェンスに横断幕を掲げております。これらの自発的な取り組みは、当町における人権尊重の町宣言及び人心緑化の町宣言の精神が子どもたちに確実に浸透していることの表れではないかと心強く感じているところでございます。

全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳及び権利について平等で人間として尊重され、基本的人権の共有が保障されなければなりません。このため、法の下での平等及び基本的人権の保障を定める日本国憲法の理念の基に、本町では、人心緑化の精神を踏まえ、お互いの人権が尊重され、差別と偏見のない松野町の実現に取り組んで参りました。その一環として、松野町差別撤廃人権擁護に関する条例を制定し、法務局、町行政、隣保館、人権団体と連携しながら、人権相談や部落問題をはじめとする、あらゆる差別事案の調査審議を行うとともに、町民課及び教育課では、町民一人一人が人権尊重の視点で様々な差別の問題に関心を持ち、差別をしない、差別をさせない、差別を許さないを基本に、積極的に人権同和教育を推進しているところであります。

残念ながら、いまだ差別は残っております。我々は、この現実を重く受け止めなければなりません。

当町においても、昨年差別事象が発生したことから、松野町差別撤廃人権擁護審議会に諮問し、その答申に従い、現在もなお差別解消に向けた対策を講じているところであります。

次に、学校における人権同和教育につきましては、全ての教育活動を通じて、全教職員がそれぞれの役割を決めて実践に当たっています。

また、学年ごとに、年間指導計画を作成し計画的に指導するとともに、保護者や地域、関係機関等と連携協力も図っております。

具体的には、道徳、学級活動、社会科等での学習、人権ポスターや作文づくり、人権集会などをおして、同和問題をはじめとする様々

な人権問題に対する理解を深めながら、問題解決への意欲や技能、態度を育てております。

社会教育におきましては、あおぞら子ども会で、小学校4年生から高校生までの子どもたちが、様々な人権問題について学習しております。

ハンセン病問題では、入所者との交流や本町出身の歌人、政石蒙氏の短歌を教材とした学習をとおして、差別の現実から深く学び、その成果を様々な場で発表いたしました。最近では、部落問題に焦点を当て学習をしており、各種大会等での報告や動画メッセージの作成を通して、部落差別解消への熱い思いや自分たちがどう行動すべきかを発信し、高い評価を得ております。

例年実施しております森の国人権の集いは、近年テーマを部落問題としております。昨年度は、外部講師の招へいを取りやめ、町民のふだんの取り組みや思いをそれぞれの言葉で伝え合う内容にしました。町民にとってより身近で心に届き、行動につながる集いにしたいという願いからです。

最後に、今年度から社会教育の柱として、組単位の小集団学習会を再開する計画でしたが、感染症対策のため、今、見合せております。今後、各種職場や団体等での研修会も積極的に計画していかなければならないと考えております。議員の皆様にも学習会や研修会の御案内をさせていただきますので御参加いただき、御指導、御助言を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、2番目の御質問の近い将来を見据えたまちづくりにつきまして、先ほどの議会開会挨拶の中で申し上げました所信表明の内容とも重複いたしますが、2期目において重点的に取り組みたい施策をここで説明させていただきます。

私は、4年前の町長就任の時から、「小さな町の大きな挑戦」をまちづくりの旗印にして参りました。

この大きな挑戦の目指すところは、巨額な事業費を使って、奇をて

らった箱物やイベントなどに取り組むのではなくて、現在、松野町で生活をされている町民の皆さんに幸福を実感してもらうこと、そして、松野の自然や文化生活が次の世代にもしっかりと引き継がれていき、50年後100年後も穏やかな暮らしがこの地で続いていくことであります。これは至極当然のことではありますが、人口減少という厳しい現実には直面している今こそ、この問題に真っ向から取り組まなければならないと考えています。そしてその解決の手法は、小さな町だからこそできる、小さな町でしかできないまちづくりというものが、必ずあるはずですので、そこにとことんこだわっていく、その結果として、人口減少という全国共通の課題に松野モデルと呼ばれるような解決を全国に示していく、これを2期目の町政の柱にしたいと強く思っております。

具体的な施策の体系は、先ほど所信表明において触れましたので、ここでは御質問で示されている人口減少対策について、一步踏み込んで、私の考えを述べさせていただきます。

地域の活力と人口を維持するためには、まず、農林業や商工業など、地域の産業を守り、経済を回していくことが必要です。しかし現状では、各農家や事業所では、担い手不足が深刻化しておりまして、消費購買力も人口に比例して減少していることに加え、町外の大規模店舗等への流出も顕著でありまして、このままでは御指摘のとおり、産業の全てが成り立たなくなる恐れもあります。

このため、まず1つ目の重点施策として、産業の担い手となる可能性を持った移住者を全国から積極的に呼び込んでいきます。これは、今までにも成果を上げている地域おこし協力隊制度の継続に加えまして、企業が地方での勤務を拡大して、働き方改革を進めるワーケーションや、個人の企業や創業を支援するビジネスインキュベーションなども含めた施策を想定しております。国もこのような地方の動きを支援する補助制度を立ち上げており、この機会を逃さないように、迅速に対応して参ります。

今回のコロナ禍によって、多くの方が影響を受けるとともに、長年日本が抱えていた、いろいろな問題も浮き彫りとなりました。中でも1番の問題は、都会の脆さ危うさが明らかになって、都市部の住民や企業が、このまま東京一極集中が続いていいのか、都会に住み続けて大丈夫なのか、大きな不安や矛盾を感じていることだと思います。その結果、人々の価値感が変わり、都市と地方の関係も大きく変化して、都会から田舎への方の動き、お金や物の大きな流れが起きると思っています。その潮流を受け止めて、松野町の未来に貢献できる人材をしっかりと確保しなければなりません。

もちろんそのためには、移住希望者が全国の市町村の中から松野町を選んでくれるように、定住のための条件を整えていくことが必要です。それには、働き方、住宅、子育て、医療など、多岐にわたる課題を総合的に解決しなければなりませんし、町民の皆さんが移住者を温かく迎えていただく機運も醸成しなければなりません。

しかし私は、松野町にはこれらを実現するポテンシャル、可能性が十分にあると思っていますし、小さな町の絆の強さというメリットを最大限に生かすことができれば、全国に発信できる松野モデルの移住者誘致対策が完成すると確信しております。ただしこの施策は、単に移住者を増やすことが目的ではありません。最終的に目指すところは、移住者の持つパワーやスキル、情熱をいかに地域の活性化につなげていくのか、そして町民の幸福の実現に貢献させるのか、そのための仕組みづくりに、地元の皆さんも巻き込んだ形で積極的に取り組んで参ります。

次に2つ目の重点施策として、地域内循環型の経済の構築を図って参ります。

町内には、行政機関を通じて入ってくる国や県の補助金、交付金などのほか、町外で勤務される方の給与所得、町外を相手に商売をされる方の売上げ、更には、高齢者等に給付される年金など、合計すると多種多様で大きな額のお金が入ってきていますが、その大部分は、残

念ながら、そう間をおかずに、町外へ流出しているのが現状です。これは言わば穴の開いたバケツに懸命に水を汲み足しているようなもので、この穴を塞ぐことができれば、お金が何度も町内で循環をして、経済的効果は何倍にもなることが期待できます。

今年度実施したコロナ対策の一環として、商工会と連携して、森の国松野町地域応援商品券配布事業や、森の国松野でお買物大感謝キャンペーンを実施いたしました。町内商店での売上げが増加するなど、消費喚起に一定の効果があったものと判断しております。同じような事業を今後も一般財源で継続することは困難ですが、まきステーションで発行する地域通貨の薪券の実績も分析しながら、小さな町のメリットである事業者と消費者の顔がお互いに見えるという関係性の強さを生かして、町民一人一人が地域の経済を守るために、自分たちができることをやろうという機運が醸成されますように、その背中を押すための事業に取り組んで参ります。

人口の減少という問題は一朝一夕で解決できるような簡単なものではないことは十分認識しておりますし、これから先、急激に人口を増やすことは不可能です。しかし、今ほど御説明した事業に取り組むことによって、地域社会や経済を存続させるために必要な人口を維持することは十分可能であり、松野町は、これを実現する手段がまだまだ残されていると思っております。

50年後100年後の遠い未来に希望の光を見出しつつ、近い将来の危機を正確に認識分析し、今できることを着実に実行する決意でありますので、議員各位の御指導、御支援をお願い申し上げまして、答弁いたします。

6 番 森 岡

「議長6番」

議

長

「6番、森岡健治議員」

6 番 森 岡

答弁ありがとうございます。

まず1点目の人権に関しては、人権の歴史、差別の歴史と言ってもいいのですが、大変に長い間多くの人々が苦しみ、それを解消する運

動が実施されております。

特に今年は、新型コロナ問題で、目に見えない病原菌の感染者に対して厳しい偏見、差別事象が各地で発生しております。また世界の大国で、先進国の米国では法を守るべき警察官が黒人住民を殺害するという事件等が発生し、全世界で人権問題が大問題となっております。

誰もが人権は大切だ、差別はいけない、頭では分かっている、他人のことでの差別は自分に都合が悪いと知らないふりをするという傾向があります。このような人類の大問題を解決するために、世界的に人権問題、共存問題等々について、改善するために、国連では多くの国がその対策をとっております。日本では、こうした世界の潮流に相応して、国内に特に厳しい問題、ヘイトスピーチ、障がい者、部落を中心とした人権三法を制定し、差別を解消するのは行政の責務、国民的課題とした同和対策審議会答申を守り、何としても差別をなくすとした対策がとられております。

本町においても全町民とともに差別をなくす、なくそうという強い決意のもと、人権条例が制定されております。

差別には、その内容をよく調査しないと、人命に関わることがあります。町条例に基づき委員会に依頼し、慎重に対応することが重要であると考えております。町長が独断で対応しないように、条例どおり委員会開き、よく審議した結果、判断することを強く要請いたします。

2番目のこれからの先を見据えてなんですが、本町は、新型コロナで経済が低迷しており、本町だけないと思います、全国的ですが、町長は何から手をつけたらいいか迷われているのではないかと推測いたします。

そこで、4点、重要課題ですね、先ほども町長申されましたが、若者の人口を増やすためにどうするのか、移住者を増やすと言われるが、よほどの努力、アイデアが呼び込む、来ていただくアイデアが必要なんではないか。そのことによって住宅問題をどのように解決していくのか。農林商工業に従事する人、どのように確保していくのか。

収入を増やすためにどのような政策が必要なのか。この4点が全部、合致するわけです。この辺をクリアしていかないと、なかなか50年後100年後も松野町に穏やかな暮らし、町長申されますが、なかなか大変なことだと思っております。まずは、やれることから進めていかないと、本町、今から町長50年100年後、松野町があるか、私も疑問に思います。松野町という地名が、その辺をよく考えていただき、明るい町にはどうするか、私は日頃から地元の活性化を言っておりますが、ただ単純に人口を自然減で仕方ないということでは済まされないのでは、と思っております。

町民の税金、一般財源の使い方、この辺にも問題があり、もう有効な、町民に還元できる、一般財源の使い方をしていただきたい。

また、ますます人口減が加速していくと言われるところでありますが、一目おける施策、アイデア、これは町長1人で抱え込んでもちょっと難しい。やはり今からこの松野町を発展させていってもらう、若い人たちの、また若い職員の力を結集していただき、新年度の予算に取り組んでいただきたい。

この辺は私も、新年度の令和3年度の予算に町長どういう内容で打ち出されるか、楽しみにしておりますので、ひとつ、よろしく願いしたいと思います。

私の質問はこれで終わりますが、町長が何か考えありましたら、答弁お願いしたいと思います。

坂本町長
議長
坂本町長

「議長」

「坂本町長」

はい。

今ほど御指摘いただきましたことに私も非常に同感でございますので、現時点でのコメントをさせていただきます。

まず人権行政につきましては、町条例に基づいた適切な審議会の運営ということで承りました。町民の皆さんの気持ちといたしますか、一人一人に寄り添った感情を大事にして、これからも、審議会の適切な

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>運営に努めて参りたいと思います。</p> <p>もう1点、近い将来を見据えてということですが、森岡議員があげられました若者の定住、それから住宅問題、担い手の確保、収入のアップ、この4点まさしく私も、最優先で取り組まなければならない課題だというふうに思っております。</p> <p>先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、その具体策としてですね、国の事業等活用いたしまして、まず若者をどんどんどんどん担い手として呼び込んでいこうと。そして、その担い手の移住者の情熱でありますとか、経験、スキル、そういったものを利用して担い手にしていこう、また住宅につきましてはですね、思い切って町の補助事業を創設をして、空き家を改修して、移住者向けの住宅を供給しようということ。更には収入アップにつきましては先ほど申し上げましたように地域内で循環させることによって、波及効果がどんどん出てきます。そういった投資をする仕組みを商工会とともに作り上げていきたい。この4点につきましては、今「松野モデル」となるように肉付けをしております。是非これ私も本当にこの2期目の町政の柱としたいという思いがありますので、これを当初予算のほうであげさせていただきます。このことにつきましては、事前にですね、議員さんはじめ町民の皆様の御意見を十分に把握をしながら、政策に作り上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>今ほどの御質問、大変私もこれからやりたいことについて背中を押していただいた御質問だったというふうに受け止めておりますので、これからも、全員協議会等を通じて皆様の御意見をお伺いしながら、間違いのない方針を定めていきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>以上で、森岡議員の質問を終わり、これで一般質問を終わります。</p> <p>日程第4 報告第9号「専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）」を議題とします。</p>
-------------------------------	--

	町長に報告を求めます。
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	<p>それでは、報告第9号「専決処分の報告について」御説明を申し上げます。</p> <p>本案は、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会において指定されております町長の専決処分事項について、11月30日付けで専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。</p> <p>内容は、令和2年議案第43号により議決をいただきました松野町山村開発町民センター等解体撤去工事請負契約の請負代金について、6千913万5千円から191万9千円を減額し、変更後の請負代金を6千721万6千円にしたものであります。</p> <p>減額の主な理由は、敷地南側町道沿いの水路付け替えに伴う暗渠敷設工事におきまして、想定より地盤が軟弱であったために、簡易山留めによる施工を取りやめて、町道の通行止めによる掘削工事としたことにより、簡易山留めなどの仮設工事に係る経費が不要となったものであります。</p> <p>以上、御報告を申し上げます。</p>
議長	これから、本報告に対する質疑を行います。
	(質疑 ～ なし)
議長	質疑なしと認めます。
	以上で、報告第9号の報告を終わります。
議長	日程第5 承認第8号「専決処分の承認について（特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）」、
議長	日程第6 承認第9号「専決処分の承認について（松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」並びに、
議長	日程第7 承認第10号「専決処分の承認について（松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部を改正する条例）」は関連があり

<p>坂本町長 議長 坂本町長</p>	<p>ますので、一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは承認第8号から承認第10号まで、専決処分の承認につきましては、関連がありますので一括して提案理由を御説明申し上げます。</p>
	<p>本案は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、本年1月30日付けで、専決処分をした条例の一部改正につきまして、同条第3項の規定に基づきまして、その承認を求めるものであります。</p> <p>先般、社会一般の情勢に適応した公務員の給与を確保し、その水準を民間企業従業員と均衡させるため、国の人事院及び県人事委員会において給与見直しの勧告がなされました。このことから、本町ではこの勧告に準じ、特別職及び一般職員並びに議会議員の期末手当につきまして、引下げを実施することとし、承認第8号から第10号において、関連する特別職の職員の給与及び旅費に関する条例、松野町の一般職の職員の給与に関する条例、松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部を改正したもので、内容としましては、特別職及び議会議員においては期末手当を12月期から0.05月分引下げ、年間支給割合を3.35月分とし、一般職では同じく12月期の期末手当を0.05月分引下げ、年間支給割合2.25月に改定するものであり、令和3年度においては、12月期で調整した0.05月を、6月期12月期にそれぞれ0.025月分、引き下げるものであります。</p> <p>以上よろしく御審議を賜り、承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>議長 議長</p>	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p>

		<p>ただいま議題となっております承認第8号、第9号、第10号は一括採決とし、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、承認第8号、第9号、第10号は一括採決とし、即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第8号、第9号、第10号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第8号「専決処分の承認について(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例)」、承認第9号「専決処分の承認について(松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)」並びに、承認第10号「専決処分の承認について(松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部を改正する条例)」については、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第8 議案第59号「松野町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	それでは議案第59号「松野町国民健康保険税条例の一部改正につ

		<p>いて」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正について、令和3年1月1日から施行されることとなりましたことから、この改正に伴いまして、国民健康保険税の減額に係る総所得金額及び山林所得金額の合計額を引き上げるとともに、公的年金等の所得に係る国民健康保険税の課税の特例等の見直しを行うものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第59号は、即決したいと思います。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第59号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第59号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p>

<p>議 長</p>	<p>したがって、議案第59号「松野町国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>日程第9 議案第60号「松野町後期高齢者医療に関する条例及び松野町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>坂本町長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町長</p>	<p>議案第60号「松野町後期高齢者医療に関する条例及び松野町介護保険条例の一部改正について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、所得税法等の一部を改正する法律及び地方税等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、租税特別措置法及び地方税法の改正が行われ、令和3年1月1日から施行されることになりました。</p> <p>このことから、この法改正により、地方税における延滞金及び、還付加算金の割合が見直されるため、これに準じて延滞金等を規定する松野町後期高齢者医療に関する条例及び松野町介護保険条例の一部を改正するものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p>
<p>議 長</p>	<p>(質疑 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>お諮りします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま議題となっております議案第60号は、即決したいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>したがって、議案第60号は即決することに決定しました。</p>

議	<p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第60号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第60号「松野町後期高齢者医療に関する条例及び松野町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	<p>日程第10 議案第61号「宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	<p>長 「議長」</p>
議	<p>長 「坂本町長」</p>
坂本町	<p>長 それでは議案第61号「宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、宇和島地区広域事務組合が共同処理する事務のうち、旧鬼北環境センターに係るごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務を廃止し、これに伴う規約の変更を行うため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。</p> <p>旧鬼北環境センターにつきましては、宇和島市に整備された新ごみ処理施設が、平成29年10月に本稼働して以来、その役目を終えておりますが、この度施設廃止に係る所定の手続が完了したため、同施設に係る条文を削除するものであります。</p> <p>なお、本議案の議決を受けた上で、この変更に関する協議書を構成</p>

		市町で締結することとなっております。
		以上よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第61号は、即決したいと思います。
		御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第61号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第61号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第61号「宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	ここでしばらく休憩します。 (10:30) (休憩 10:30 ～ 再開 10:57)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (10:57)

議 長	<p>日程第 1 1 議案第 6 2 号「令和 2 年度松野町一般会計補正予算(第 5 号)」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	<p>それでは議案第 6 2 号「令和 2 年度松野町一般会計補正予算(第 5 号)」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>今回提案いたします補正予算は、町の指定避難所でもありますコミュニティセンターにおいて、新型コロナウイルス等の感染拡大リスクを低減するために、密閉空間とならないよう換気能力の高い効率のいい空調設備を導入するための経費をはじめ、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、観光施設、農林業施設、指定管理者に対する減収対策事業等、急を要する諸事業の補正や人事院勧告に伴う人件費の調整等を中心に編成をしております。</p> <p>歳入歳出予算の補正額は 3 千 7 4 4 万 6 千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 4 3 億 5 千 3 8 5 万 9 千円にしようとするものであります。</p> <p>まず、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。</p> <p>自治体クラウド構築に伴う基幹系システムの更新につきましては、令和 4 年 2 月本稼働に向け、着手しておりますが、住民情報等の移行データ抽出経費として必要な今後 2 ヶ年度にわたる事業予算を確保するため、令和 3 年度を期間とする限度額 2 千 4 3 2 万 1 千円の債務負担行為を設定するものであります。この債務につきましては、次年度に改めて、歳出予算として計上することとなります。</p> <p>次に、歳出補正予算について御説明申し上げます。</p> <p>まず、人件費につきましては、人事院勧告分では、一般職に係る職員手当等、共済費計 1 6 4 万 5 千円のほか、特別職及び議員に係る期末手当 1 6 万 8 千円、他会計繰出金 1 7 万 7 千円を減額するほか、人事異動との調整により、会計年度任用職員報酬、給料、職員手当等、</p>

共済費合計で1千160万1千円減額しております。

次に、2款総務費のコミュニティセンター費では、町の指定避難所にも指定している本施設において、新型コロナウイルス等の感染症拡大リスクを低減するとともに、施設からのCO2排出量を削減することを目的として、密閉空間とならないよう、換気能力が高く、効率のよい空調設備等を導入するため、基本実施設計委託料として644万3千円を追加することとしております。

3款民生費では、社会福祉総務費に、令和2年特別調整交付金算出基礎票の様式追加に伴い国保調整交付金システム改修に要する経費に対して、国民健康保険特別会計繰出金6万6千円を追加するほか、国民年金事務費に、令和2年度税制改革に伴う既存システム改造委託料26万4千円を追加しております。

次に4款衛生費では、保健衛生費に新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止を図ることを目的に、新型コロナウイルスワクチンの接種が開始される前に、業務を円滑に実施するために必要な体制を確保するため、会計年度任用職員報酬をはじめ、通信運搬費、健康管理システム改造委託料等、合計で145万3千円を計上しております。

6款農林水産業費では、担い手育成対策費に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、厳しい経営状況となっている総合営農拠点施設において、施設の運営及び維持管理を継続するため、指定管理者である株式会社松野町農林公社に対して、総合営農拠点施設等指定管理料300万円を追加するほか、町内で実施しているキウイフルーツ花粉事業において農家から出荷されたキウイの花から花粉を精製し、販売可能な製品として商品化する役割を担っている松野町農林公社に対しまして、流通規格に適合した花粉を供給するために必要となる設備への購入費用として、次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業費補助金778万6千円を追加し、農地費には、ため池災害の未然防止及び被害軽減を図ることを目的に、ため池周辺地域の情報伝達体制、避難誘導體制等の確立を図るため、ため池ハザードマップ作成委託料

<p>議 長 6 番 森 岡 議 長 6 番 森 岡</p>	<p>800万円を計上をしております。</p> <p>7款商工費では、商工振興費に、町内商工業者等が行う地域資源等を活用した商品開発や販路開拓、店舗環境の整備強化等に要する経費の一部を助成する事業を委託しております商工会に対して、申込み件数の増加により予算が不足する見込みのため、森の国物産振興キックオフ事業委託料80万8千円を追加するほか、新型コロナウイルス感染症対策として、9月補正で議決をいただいた町内観光宿泊事業者を支援するための補助金が、宿泊及びキャニオニング等の観光体験利用者の増加に伴いまして、予算が不足する見込みのため、観光宿泊事業者応援事業費補助金946万2千円を追加しております。更に観光費には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営状況が悪化をしております河川公園施設におきまして指定管理者である株式会社まちづくり松野に対して、経営安定化を図るため、河川公園施設指定管理料1千200万円を追加計上するほか、森の国ぽっぽ温泉において、耐用年数経過に伴い支障を来しておりますろ過装置内のろ材取替えに要する工事請負費132万円を追加するとともに、虹の森公園第1駐車場において、地盤沈下等が原因により、一部の舗装箇所が下がり、雨天時に駐車ができないなど支障を来していることから、補償に要する工事請負費62万5千円を計上しております。</p> <p>これらの歳出予算に対応いたします歳入予算としては、14款国庫支出金2千562万円、県支出金235万9千円を追加し、最終の財源調整として、10款地方交付税946万7千円を追加しております。</p> <p>以上よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>これから本案に対する質疑を行います。</p> <p>「議長6番」</p> <p>「6番、森岡健治議員」</p> <p>えっとですね、7款1項3目、商工観光費についてお伺いいたしま</p>
--	--

す。少し失礼を申し上げるかもしれませんが、御了承願いたいと思います。

ここの河川公園の指定管理料の追加なんです、コロナの影響とはいえ、余りにも経営が悪いのではないかなと。国からのコロナ対策の持続化給付金もいただき、その上に1千200万の一般財源からの支出であるが、予期せぬ事態にも対応できる経営感覚が必要ではないでしょうか。いまだに収束の見えないコロナとの戦いに努力されてる民間企業は多くおられます。

この田舎、松野町では、大企業はなかなかおられないのですが、都会では、それこそ会社は倒産しようかという具合心配されてるところも多く見受けられます。

私が以前から言ってるのが、広く株主を募りなさいと。そして、経営の安定化を図りなさいと申し上げてましたが、いまだ進展がない、このことから先の見えない親方日の丸の経営ではないかと思っております。今の時代の流れに乗る、また旧体制の考え方ではついていけないと私は考えております。

今回提示されたこの予算について100歩譲って、4月、5月の赤字補填に賛成しても、体質は変わらないのではないかと懸念するところです。

そこで、社長である町長に令和3年度の経営、営業方針、どのように考えられてるか。

来年度も、このコロナという問題に惑わされるか、影響がかなり出てくるんでないかなと思っております。その時にはまた補正で指定管理を増やすんでしょうか。その辺、経営体制を強化しないとなかなか一般財源の、先ほど一般質問でも言いましたが一般財源の使い方、この辺に問題が出てくるんじゃないかなと思っておりますが、その辺についてお伺いしたいです。

もう1点は、ここの河川公園の舗装工事なんです、これは全体ですか、それとも一部ですか。

<p>坂本町長 議長 坂本町長</p>	<p>その2点よろしくお願ひします。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。</p> <p>虹の森公園関係の御質問でございます。</p> <p>まず1点目の指定管理料の増額なんですけど、これは結論から申し上げますと、今年の4月、5月分の減収に対しまして、補填をするものでありまして、これがベースとなって令和3年度以降に指定管理を算出するということにはございません。あくまでも、今年度のあの混乱をした4月、5月の時期の全くお客さんが動かなかった時期に対しての減収に対して、補填をするというものでございます。</p> <p>この虹の森公園の経営につきましては、再三、議会からも御指摘をいただいておりますし、町民の皆様の御心配もここに集中をしているんじゃないかなと思っております。</p> <p>そういった中で、平成30年度は例の7月豪雨災害で、これも収支が均衡がとれませんでした。ただ令和元年度はですね、指定管理料を含めての経営になりますけれども、収支が均衡が取れていた、これから、更に収益を伸ばして攻めの経営でということを考えていたわけでございますけれども、ご存じのとおり今年度になりまして、コロナに翻弄されたということでございます。</p> <p>私の経営手腕が未熟であるということをご十分御指摘を承りたいと思いますし、このまま私が社長であるよりも、経験、技術、民間での実績を持った方にお譲りすることがいいということは常々、考えております。その適任者を見つけることができずに、今日まで来ているわけでございますが、更にもう一步、積極的に人材を発掘をして、私の、安心してこの虹の森公園を任せられるようなリーダー、マネージャーにその任務を譲りたいというふうに思っております。これは農林公社も同様でございます。</p> <p>以上のように、非常に今回追加の指定管理料ということで心苦しい</p>
-----------------------------	--

わけでございますけれども、これを受け取ってしっかりと来年度以降、コロナの影響は、これは必ず残ると思っておりますけれども、それをただ、指定管理料の増額に安易に結びつけることがないように自戒をしまして、運営をしていきたいと思っております。

もう1点舗装の件なんですけど、雨の日に、虹の森公園行かれたら分かると思うんですけど、浄化槽周りの所がかなり陥没をしております、何といたしますか、車の通行とかそういったところに支障はないんですけど、車を降りて歩く時に、お客さんの足元を濡らしてしまうということになっておりますので、これにつきましては、早急に施設の設置者であります町のほうで、改善をしたいということでございます。

以上です。

6 番 森 岡
議 長

「議長6番」

「6番、森岡健治議員」

6 番 森 岡

まず、先に舗装工事のほうなんですけど、町長の今の話聞くと、一部という感じのような感じに取れましたが、ひょっとして一部で済むか、その辺が、その水の流れっていうのが、またそこをやるだけによって今度ほか水たまりが出てくるという可能性も考えられますので、その辺はよく注意されたほうがいいんじゃないかなと思っております。

観光施設については、もう町長、社長をどなたか、ほか交代されて、町長は広く町のために、町全体のために、働いて力を尽くしていただきたらと思っておりますが、そのためには、株主を今4名ですかね、もっと広く10人20人ぐらい、いろんな町内だけじゃない、町内から大阪東京へ行かれてかなり立派な方おられます。大勢おられますので、その方らの考え方も参考にしながら、社長の選出また、支配人の選出など、やって経営の安定化を急いでいただきたい。

まちづくり松野に勤められてる方々の福祉向上のためには、どうしても会社そのものが安定しないと、不安が出てきます。そうすると、それによって会社経営のほうも、売上げそのもの全体が、やはりマイ

<p>坂本町長 議 長 坂本町長</p>	<p>ナス志向のほうになってくるのではないかなと思っております。</p> <p>なかなか今回民間では考えれない対応ですので、その辺、肝に銘じていただきたいと。</p> <p>4月5月のコロナに対するということで、文句は言いますが、賛成はいたします。その辺よく考えていただき、当初、来年度4月からはそういう新体制でいけるんじゃないという考え方を早急に探っていただきたいと、このように要請して質問を終わります。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。ただいまの御意見、これからしっかり受け止めて、これからの参考にしたいと思っております。</p> <p>蛇足になりますけれども、株式の公募ということも私常々就任当時から申し上げておりました。これにつきましても今できてない状況でございますけれども、これにつきましてもやっぱり現場にとっては、株主が増えるということは、負担にはなると思いますが、やはり株式会社まちづくり松野そして株式会社農林公社の当初の設立目的を考えると、これは避けてはおれない、絶対やらなければいけないことだと思っておりますので、もうこれは政治判断として、株主の公募ということをやらせていただきたいと思いますと思っております。</p> <p>もう1点社長の件なんですが、社長に求められる要件、まずは民間の感覚といいますか、経営能力を持っておられることでありますけれども、それに付随して、私は先ほど申し上げました、まちづくり松野の設立の目的等を鑑みて、あるいはかごもり市場の運営等を鑑みまして、やっぱり地域のことをよく知っていらっしゃる方じゃないといけないかなと。全国では、公募をして、その地域に全然関係のない実績はあられる方ですけれども、呼ばれている例もありますが、たいがいほうまくいってないですね。やっぱり松野町のことをよく知っていただいて、松野町の農業でありますとか、そういった高齢者の状況とかも、十分に把握しながら、その上で、経営能力を民間などでも、</p>
------------------------------	---

	<p>経営能力を発揮していただく方、これはもう早急に探していきたいと思っております。</p> <p>今、ここです、じゃあ令和3年度当初から、新しい体制ということはお約束はできませんけれども、一刻も早くそういった体制を構築すること、これから取り組んでいくことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p>
議 長	ほかにありませんか。
2 番 村 尾	「議長2番」
議 長	「2番、村尾重利議員」
2 番 村 尾	<p>6款の農林水産関係について2点ばかりと、観光費について1点質問をさしていただけたらと思います。</p> <p>まず、農林水産費の中の指定管理料300万の試算についてですが、先般いただいた資料を見てみますと、花の売上げ減少額が91万2千円、そして花を栽培することが、作業の関係でできなくて花苗を購入した分が、89万4千円ですか、いう分で、この計算からみますと300万の内訳が売上げ減少による補填として230万、そして今言いました花を種まきができなくて、苗木を購入した費用として約90万ということになるんですが、この計算でいきますと、花の部門で、売上げ減少が91万と、そして経費の増加分で90万ということで、300万のうち花で180万の補填をしたという解釈になるような気がするんですが、その辺の説明をちょっとお願いしたらと思います。</p> <p>それからこの花の取扱いなんですが、農林公社は御案内のとおり、施設費は全部補助、そして主だったいろんな備品購入とか、機械器具の購入につきましても、全部支援ということになっておって一般の生産者が行う経営とは雲泥の差がありまして、ランニングコストが相当安くないといけないのに、こういったことが出てくるということについて、もう少し工夫があるんじゃないかという気がするんですが、その点はどうぞお考えなのか、伺いをしたらと思います。</p>

それから花粉関連の事業であります、これは花粉という目に見えない物質を販売して利益を出していくという、非常にこの専門家のお話を聞きますと、難しい事業のようであります。そこへ素人の方という失礼ですが、あまり経験のない皆さんにお願いをして、この事業を取り組んでいかれるわけですが、その場合に、前もちょっと伺いましたように、この事業推進を4者協定で、実施をするということなんですが、どこがそういった指導を責任を持ってされるのか。その辺についてもう少し詳しく伺いをしたらと思います。それから今後継続してそういった技術の習得研究ができるのかその辺も伺いをしたらと思います。

それから観光事業の関係ですが、先ほど議員のほうから質問がありましたので重複するかもしれませんが、先般11月10日の日に、水際のロッジを見学させていただきました。私も驚いたんですが、さすがは、やっぱり民間のノウハウということで、レイアウトひとつとりましても、もう以前とは雲泥の差、そしていろんな商品の開発にしましても、もう全然違うわけです。それで先ほども出ておりましたが、虹の森公園は旧態依然としたことが続けられておるということで、そんなに新商品の開発もないということで、今後、民間の活力を導入しないと、公益法人では今の厳しい経済情勢の中では生き残りが難しいんじゃないかという心配をするんですが、その辺の新年度に対する取り組みはどうなのか、そして1千300万の指定管理料の増額がそれにつながるのか、その辺のお話も伺ったらと思います。

以上です。

坂本町長

「議長」

議長

「坂本町長」

坂本町長

はい今4点、御質問があったわけですがけれども農林公社の300万の指定管理料の増額の算出根拠といいますか算定につきまして、それからもう1点、花粉事業の現状と今後の見通しについては、後で担当の農林課長のほうから説明をいたします。

私のほうからは、まず農林公社の在り方といいますか、今後の方針なんですけど実は、昨日もですね、取締役、社員兼取締役の3名の職員と、それから担当の農林振興課、課長、課長補佐と、で、私とで、2時間ぐらい今後の経営について話をしました。

その中で再確認をさせていただいたのが、農林公社はあくまでも当初の目的は、町内の農家のためにあると。育苗事業につきましても、町内の農家に品質の良い苗を安定的に安く供給するために、育苗事業をやったんだと、トマトの水耕栽培にしても、松野町の担い手にトマトの技術を教えるためにあのハウスを作ったんだということを、改めてお互いで認識を共有したわけでございます。

そういった中で農林公社のほうも、経営もいろいろ考えてくられまして、じゃあこれから1番、町民の皆様喜んでいただいているアグリレスキュー、これをどう拡大したらいいのか、かといってその農林公社のやるアグリスが、便利屋みたいになって、安いから農林公社にアグレスを頼もうというような安易なところにつながってもいけないというような、そういった話をずっと続けていく中で、具体的にはですね、やっぱり収益性も当然必要でございますけれども、町がこれから農政をどうしていきたいのか、そして松野町の農業の未来を考えた上で、なかなか行政としては手出しをできないところを、農林公社という民間が先頭になってやっていく、その役割を果たしていくべきではないかというような話も、私は非常にうれしかったんですけども、そういった建設的な意見が出ております。

これからもそういったところをですね、是非、常に確認をしながら、この農林公社の在り方、もう原点に立ち返った存在意義といいますか、そういったものを今の3人の取締役を中心に展開をしていきたいというふうに思っております。

同じように、虹の森公園もそういったところがあるかと思えます。今のところですね、森の国ホテル、それから水際のロッジのように、一足飛びに民間に譲渡すると、あの道の駅の施設を民間に譲渡す

るということは考えてはおりませんが、やはりその公益性と収益性を両立をさせるということ、そして少しでもこの町の指定管理料がこれから減らしていくように、経営努力をするということは、引き続いて取り組んでいきたいと思っております。

御承知のとおりスーパーのしんばしが閉店をいたしました。そこで、長年にわたりまして中核店舗の店長をしている従業員さんを、今回、失職をいたしましたので、虹の森公園のほうに、特にかごもり市場の担当ということで採用をしております、こういった民間のノウハウも、これから生かしていきたいと思っておりますし、先ほど言いました社長のことにもなるんですけれども、経営的にも十分にその使命を果たしていただく方を早く見つけて、その方にバトンタッチをしたいというふうに思っておりますので、このことにつきましてははですね、特に指定管理料の算定につきましては、農林公社それからまちづくり松野双方とも、町民の皆様の大きな関心事になっていると思いますので、ただ単に令和3年度の予算の審議の中で、ぱっと上げるのではなくて、年明け早々からですね、住民の代表であります議員の皆様と相談をして、これだったらその公益性考えてあるいは雇用の創出という面を考えて、許容範囲だなという金額をですね、一緒に想定をして、算定をしていきたいというふうに思っております。

先ほどの2点につきましては、これから農林振興課長が答弁をいたします。

小西農林振興課長
議 長
小西農林振興課長

「議長」

「小西農林振興課長」

それでは指定管理料の300万円の根拠といいますか、数字の積算について少し説明させていただきます。

先般の全員協議会の資料をお配りさせていただいて、その中の数字を質問されたと思いますけれども、確かに品目で花ということで明記して出しておるところは、先ほど村尾議員さんが指摘されました90万円の減額になっているというところでございますけれども、その上で

あります、かごもり市場の品目で全般とか、そういう部分にも花は少し入っておりますので、花だけの影響が先ほど言われた積算の180万かどうかと言われると、もう少し花の影響はあるかもしれません。

今回、お願いをしておりますのは4月、5月、特にコロナが発生しまして、愛南で出た、それで宇和島管内、県内というところの出荷をどうするかということをなかなか公社では、その時期に決めかねることができませんでしたので、ある程度行政のほうから、感染を防止するために、出荷を停止してくれということでお願いをして、管外の販売店の出荷を止めたこともございます。宇和島圏内は管内ということで、トマトとか青果物について、直販所については出荷をしておりましたので、そこでの影響はやはり、客数が減って販売力が落ちたということで、減収になったということでもあります。そういうことを総称しまして、その4月、5月で影響を受けた部分、先ほどの経費が増加した分も含めまして、約300万円になったということで積算をいたしております。

そのほかにももう少し影響が出ているところはあるんでございますけれども、その大きく影響を受けたところが300万円でありまして、それで追加で裏面につけておりました年間の最終的な決算の状況を見ましても、その時の影響が最終的に決算にも影響するというところで、これはまちづくり松野の追加をお願いした予算の考え方とも一緒でございますけれども、最終的に不足額が出る部分について、今回追加でお願いしたいということで、300万円を計上しておりますので、その点御理解をいただけたらと思います。

あともう1点、花粉事業に対して、非常に難しい事業であって大丈夫なのかという御心配をいただきました。

確かに安易な事業ではないことは承知の上でございますし、それを事業として成し遂げるからこそ、ほかにない唯一の産業になるんじゃないかというふうにも考えております。この点につきましては、やはり愛媛県が日本で1番のキウイの産地であるということ、その基に

なる、安全で安心な花粉をどうしても作りたいという、そういう目標がありまして、愛媛県の全面的なバックアップを受けてこの事業を展開しております。技術面の後押しにつきましては、県の果樹研究所がもう全面的に行っていただいております、今農家の園地も整備しておりますけれども、もう再三にわたり現地にも入ってもらい、今の時代でございますので状況を写真等で送って、農家から直接的な指導をお願いしてる場合もありますし、そういうことで、栽培についても全面的な支援をいただいております。

今後、今回、精製機械等々をお願いしておりますけれども、それにつきましても、先般も、かいよう病の検査そして発芽率の検査、そういうものを実地で教えていただくために、研究所のほうにも関係者行って、実地訓練をしておりますし、実際に花粉が取れるようになるまでに、あと2年3年かかって参ります。その過程の中でのもちろん技術研さんも行いますし、実際に果樹研究所のほうでは、試験栽培でかなりの花粉を、花粉授の栽培をしております、実際にそういうところに行つての研修も積んで参るつもりでございます。なかなか初めての事業でございますので不安はつきまといまいますけれども、確実に実践ができるように、指導機関の指導を受けて、技術も蓄積をして確立をしたい。そして4者協議で、覚書を交わしたということも報告いたしましたけれども、最終的には、出口の農家の手元に届く流通の再建にのせるということが大切でありますし、それがないと事業としては成り立ちませんので、そういう観点で販売についても、確実にやっつこうということで、そういう関係機関が一体になってやるということで覚書を交わしておりますので、確実に事業が推進できますように、今後一生懸命頑張つて参りますのでよろしくお願いいたします。

2 番 村 尾
議 長

「議長2番」

「2番、村尾重利議員」

2 番 村 尾

はい。内容は分りました。

それで今日はこれ補正ですので、先ほど町長がおっしゃいましたよ

議	<p>うに、新年度予算の取り組みについては、やはりもうちょっと踏み込んだ危機感を持った話合いをしておく必要があるんじゃないかなと思います。</p> <p>以上、要請して質問を終わります。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第62号は、即決したいと思います。</p>
議	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第62号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第62号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第62号「令和2年度松野町一般会計補正予算(第5号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
坂本町長	<p>日程第12 議案第63号「令和2年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p> <p>「議長」</p>

議 坂 本 町 長	<p>「坂本町長」</p> <p>それでは議案第63号「令和2年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>今回提案いたします補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2千21万3千円を追加し、補正後の予算総額を6億3千961万1千円にしようとするものであります。</p> <p>補正内容はまず人件費につきましては、人事院勧告に伴う一般職2名に係る職員手当等及び共済費計1万7千円を減額したほか、一般職及び会計年度任用職員の状況変化による調整や、一般職の初任給2号引上げに伴う在職者調整を行った結果、会計年度任用職員報酬、給料等合計で16万円減額となり、これらに対応する歳入として、一般会計繰入金を17万7千円減額をしております。</p> <p>1款総務費では、令和2年度特別調整交付金における歳出基礎用の様式追加に対応するため、既存の国保調整交付金システム改造委託料、6万6千円を追加し、7款基金積立金では、前年度繰越金の2分の1相当額の財政調整基金積立金1千850万円を追加をしております。</p> <p>8款諸支出金には、令和元年度における普通交付金及び、特別健康診査等の県支出金精算額の確定により、保険給付費等交付金返還金170万2千円を追加するほか、過去の国民健康保険給付費等負担金等事業の実績修正に伴いまして、療養給付費と、負担金返還金6万円と、普通調整交付金返還金6万2千円を計上をしております。</p> <p>これらに対応する歳入予算としましては、7款繰入金6万6千円と、8款繰越金2千32万4千円を充当をしております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願いいたします。</p>
議 長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p>
議 長	<p>（質疑 ～ なし）</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p>

		<p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第63号は、即決したいと思っております。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第63号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第63号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第63号「令和2年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第13 議案第64号「令和2年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは議案第64号「令和2年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算(第2号)」につきまして、提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>今回提案いたします補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>8万8千円を追加し、補正後の予算総額を3億2千283万6千円にしようとするものであります。</p> <p>補正内容はまず、人件費につきましては、人事院勧告に伴う一般職に係る職員手当等及び共済費計18万6千円を減額するほか、一般職及び会計年度任用職員の状況変更による調整や一般職の初任給2号引上げに伴う在職者調整として、会計年度任用職員報酬、給料、職員手当等合計で187万1千円を追加しております。</p> <p>1款総務費では、一般管理費に、令和元年5月22日に公布された医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律において、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになりまして、令和3年3月からオンライン資格確認が開始されることに伴い、保険証のかわりにマイナンバーカードを持参して保険資格の確認をする患者が増えてくることに対応するため、中央診療所に専用端末を整備する必要があり、オンライン資格確認専用端末機、端末購入費、38万5千円を追加する一方、2款医療費では、実績見込みにより、医療用機械器具費において、吸着型酸素濃縮機借上料78万2千円、給食費では、給食委託料100万円をそれぞれ減額をしております。</p> <p>これらに対応する歳入予算として、8款諸収入28万8千円を追加しております。</p> <p>以上よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第64号は、即決したいと思っております。</p> <p>御異議ありませんか。</p>
-------------------------------	--

議	長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議案第64号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第64号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第64号「令和2年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第14 「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。 お手元に配布のとおり、議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 議会運営委員長からの申し出のとおり、承認することに御異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議会運営委員会の所掌事務については、申し出のとおり、閉会中も継続して行うことに決定しました。
議	長	これで会議を閉じます。 (11:44)
議	長	町長から閉会挨拶の申し出がありますので、これを許したいと思い

<p>坂本町長 議長 坂本町長</p>	<p>ます。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは、第4回定例議会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>議員各位におかれましては、条例改正、一般会計並びに特別会計補正予算等の審議案件につきまして、慎重かつ活発な審議を経て議決をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>審議を通じ頂戴いたしました御意見等につきましては、今後事務事業の執行推進に役立てて参りたいと存じます。</p> <p>さて今期定例会終了後は町におきましては新年度予算編成の時期となります。我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続いておりまして、金融市場の変動など、内外経済にリスクが拡散することが懸念をされております。</p> <p>このような中で国では、経済財政運営と改革の基本方針2020に基づき、国民の雇用を守り抜くことを優先に、新型コロナウイルス感染症への対応を喫緊の課題として、2022年度第三次補正予算と合わせた経済対策を実施することが発表されました。その中で、国民一人一人の生活の豊かさを実感できる質の高い経済社会の実現を目標に、新しい未来への原動力となるデジタル化への集中投資を行い、次世代型行政サービスの強力な推進や、新しい働き方、暮らし方等の環境整備に取り組むこととしております。</p> <p>町におきましては、現下の厳しい財政状況の中で、令和4年2月の供用開始に向けた、新庁舎及び防災拠点施設の建設事業の推進やコロナ対策、人口減少対策について、具体的な取り組みを進めることとしておりますが、将来を見据えた財政運営を鑑み予算編成に当たっては、施設の優先順位の洗い直しや徹底した無駄の排除を行うなど本格的な歳出改革にも取り組まなければなりません。国及び県の動向を注視しながら、メリハリのある予算編成に努める所存でございます。</p>
-----------------------------	---

さて、例年1月3日に開催をしておりました成人式は、新型コロナウイルス感染症のリスク等を考え、やむなく延期をさせていただきました。人生の節目となる一大イベントであり、同級生との再会を楽しみにしていた新成人の気持ちを思うと、残念でなりません。いまだ感染が終息する見通しは立っておりませんが、令和3年中には、開催をしたいと願っており、時期や開催方式など教育委員会を中心に検討を加えて参りますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

年末27日からは町消防団による年末特別警戒が実施をされます。年の瀬の寒い時期でもありますし、火の取り扱いには十分注意されますよう、啓発をしたいと思っております。

議員各位、町民の皆様におかれましては、御家族共々平穩無事で御越年をされ、輝かしい新春をお迎えになられることをお祈りいたしますとともに、町政の発展に更なる御支援、御協力をお願い申し上げます。議会議長 以上で、令和2年第4回松野町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

以上で、令和2年第4回松野町議会定例会を閉会します。

(11:47)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

松野町議会議長 赤松 紀幸

第1日目 松野町議会議員 関本 豊

同 上 近藤由美子

議

長